

競争的研究資金制度改革について
中間まとめ(案)

平成 14 年 6 月 19 日

総合科学技術会議

目 次

・ 競争的研究資金制度改革の必要性	1
・ 日米英の競争的研究資金制度の比較	2
1 . 日本 の 状 況	2
2 . 米 国 の 状 況	4
3 . 英 国 の 状 況	7
・ 具体的な対応方策	8
1 . 競争的研究資金制度に係わる経費の在り方	9
(1) 直接経費と間接経費の在り方	9
(2) 競争的研究資金と基盤的経費等の在り方	10
2 . 若手研究者の自立性の向上	10
(1) 若手研究者の独立性向上	10
(2) 大学院生及びポストドクターの育成	11
3 . 公正で透明性の高い評価システムの確立	11
(1) 評価システムの見直しと評価体制の整備	11
(2) 研究課題管理者(プログラムオフィサー)の設置	12
(3) 評価システムの確立	12
4 . 競争的研究資金の効果的・効率的活用	14
(1) 配分機関における資金の配分方針・配分方式の在り方	14
(2) 研究開発の形態と研究代表者の役割	14
(3) 規模の適正化	15
(4) 競争的研究資金の弾力的運用	15
(5) 知的財産の帰属	15
(6) 年複数回の受理	16
(7) 外国人研究者への対応	16
(8) 申請者の年齢によらない制度運用	16
5 . 競争的研究資金制度に係る各府省要求分の全体調整	16

競争的研究資金制度改革の必要性

世界最高水準の研究開発成果の創出には、意欲ある研究者の優れた提案に基づいて実施される研究開発に対して、重点的に資金を提供することが必要である。

そのため、第2期科学技術基本計画期間中においては、競争的研究資金の倍増を目指すとされており、これに併せて、競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるため、競争的研究資金制度の運用面や制度の在り方について踏み込んだ改革を行うことが必要である。

米国は、競争的研究資金を公正で透明性の高い評価に基づいて主に大学等に配分し、競争的な環境での研究開発活動の下、世界最高の研究開発成果の創出と経済活性化のための技術革新を実現している。

米国の大学等においては、競争的研究資金の獲得と活用に、能力主義を徹底し、競争的な環境を形成するための研究開発システムを構築している。特に、研究開発に係わる人件費のかなりの部分を競争的研究資金で充当しており、これが競争的で活性化された研究開発環境を実現している大きな要因となっている。

日本の大学等を中心とする研究開発システムは、競争的研究資金の獲得やその研究開発が必ずしも研究者の処遇、研究実施場所の配分等に反映されない、若手研究者の独立性が低い、人材の流動性が不十分等の問題を有している。

さらに、競争的研究資金による研究開発の多くはグループによって行われ、かつ一人の研究者が複数の課題に参加している場合があり、研究者個人の各研究開発課題における責任と役割分担が不明確になり、研究開発の体制が複雑になっている。

そのため、研究者個人の発想や能力を発揮する研究開発を推進すべき競争的研究資金制度の効果が最大限に発揮されていない。

このため、競争的研究資金制度改革については、以上のような実態を踏まえつつ、競争的研究資金の約8割が配分されている大学等の改革とも調整を図りつつ、検討することが必要である。

(注) 競争的研究資金とは、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。

なお、第2期科学技術基本計画においては、「競争的資金」という文言が使われているが、本「中間まとめ」においては、資金の性格をより明確にするため、「競争的研究資金」とした。

．日米英の競争的研究資金制度の比較

日米英の競争的研究資金制度の主要な特徴について、「競争的研究資金」、「直接経費(人件費)」、「間接経費」、「大学の研究開発環境」、「評価システム」、「競争的研究資金の運用形態」に分けて、概観すると次のとおりである。

1．日本の状況

《競争的研究資金》

14の配分機関に22の競争的研究資金制度があり、総予算は約3500億円(平成14年度)。政府研究開発投資の約10%に相当する。

《直接経費(人件費)》

国立大学等の研究者が、研究費に研究者自らの給与を計上することはできない。

ポストドクター、大学院生、技術者等に対する人件費に制限(各種手当、ボーナス、退職金等に使用不可)があるため、役割と能力に応じた給与が支給できない。このため、研究代表者が、ポストドクターや技術者等の研究開発に必要な人材を確保することが困難であり、また大学院生に経済的安定を与えることができず、研究開発に安定して従事させることが困難である。

(注) 「ポストドクター」とは、主に博士課程修了後、研究者としての能力をさらに向上させるため、引き続き大学等の研究機関で、研究業務に従事する者。任期を付して雇用されている場合が多い。

《間接経費》

平成 13 年度から間接経費(間接経費比率の目標 30%)を導入し、現在、全競争的研究資金における間接経費の合計の割合は約 6%である。

《大学の研究開発環境》

国立大学等に対しては、近年拡充しつつある競争的研究資金の他に、研究開発に係わる経費として、教育研究基盤校費、その他の校費が配分されている。

研究従事者や研究実施場所の配分等が、競争的研究資金の獲得に係わらず措置されている。

そのため、若手研究者が競争的研究資金を獲得しても、独自に研究開発を実施する研究実施体制を組むことが困難である。

学校教育法における助手、講師、助教授の職務規程上の立場が教授の職務を助けることとされている。

《評価システム》

研究開発課題の採択に当たっては、概略的な申請書を各分野の権威者が短時間で評価していると指摘されている。

評価者の選任における、厳正な利害関係者の排除規定がない。

評価結果や評価内容の申請者への開示が不十分である。

米国の研究課題管理者(プログラムオフィサー)に相当する担当者がいない。

(注) 「米国のプログラムオフィサー」の役割は、例えば、評価プロセスの選択、評価段階においては、評価者の選任、現地調査への参加、合議審査会議等の評価プロセスの計画・実行、どの課題にどの程度の資金提供を行うかの最初の立案、また、実施されている研究開発課題の進行状況の評価等である。プログラムオフィサーの殆どが、自然科学系の博士号を有しており、担当研究分野の知識や研究経験

を持ち、その研究動向についても熟知している。

《競争的研究資金の運用形態》

グループ研究が多く、責任と役割分担が不明確と指摘されている。
また、研究分担者の研究費が極めて少額な場合がある。

(注) 個人研究 : 研究者が1人、あるいはポストドクターや大学院生らと行う研究開発の形態。研究分担者(研究者)がいない場合。

グループ研究 : 研究者が2名以上で行う研究開発の形態。研究代表者の他に研究分担者がいる場合。

研究費の小規模な研究開発課題が多く、研究者が多数の申請書を提出せざるを得ない状況にある。その結果、膨大な数の申請書となり、評価に過重な負担をかける一因となっている。

費目間振替については、制度によって異なるが、各費目額の10~30%等の制限がある。また年度間繰越については、これまで実施された例は殆どない。

日本版バイドール条項の適用の徹底がなされていないため、特許の研究機関帰属は、22制度中9制度である。

2 . 米国の状況

《競争的研究資金》

連邦政府支出の競争的研究資金は約300億ドル(3.9兆円、2001年)と研究開発経費(850億ドル、約11兆、1\$=130円)の35.3%に相当する。

12以上の配分機関(政府機関)から、競争的研究資金が大学、公的研究機関、民間企業等へ供給されている。

《直接経費(人件費)》

研究費には、研究開発の実施に参画する者の人件費が含まれ、直接

経費の相当部分を占める(1999年のNSF支出における人件費の占める割合は37.4%)。研究者(申請者を含む)の他、研究代表者が選定するポストドクター、大学院生や技術者等を大学が雇用できる。同時に研究開発の遂行に必要な研究実施場所等を大学から供与されるシステム(申請時には大学の責任者の許可が必要)となっている。

大学が教員に支給する給与は、9~10ヶ月分に限られている場合が多い。そのため、大学教員は、競って競争的研究資金を確保し、自らの給与を補填するとともに、大学側から教員へ要請される教育等の業務と研究業務との時間配分(エフォート)の調整を図るシステムが大学に設けられている。

(注) 「エフォート」とは、研究者が当該業務に必要とする時間の配分率(%)。研究者の年間の全仕事時間を100%とする。

競争的研究資金等の外部資金の確保ができなければ、研究開発の遂行が困難になるため、競争的研究資金獲得のインセンティブは高い。しかし、研究者にとっては、競争的である反面、安定性を欠いているとの指摘がある。

研究代表者によって選ばれた大学院生は、競争的研究資金等から生計可能な給与と授業料の支給を受けて研究開発に従事し、研究者・技術者として育成される。

バイドール法により、政府研究開発資金によって得られた特許は、すべて研究機関に帰属する。

《間接経費》

間接経費比率の算定に、研究機関の財務面の実態を反映するシステムが構築されており、間接経費比率は、配分機関と研究機関の交渉によって決定される。

間接経費は、大学にとって重要な収益源である。そのため、大学は競争的研究資金を獲得することができる研究者を競って雇用する傾向がある。

《大学の研究開発環境》

連邦政府から大学への支出は、私立大学、州立大学を問わず、競争的研究資金等の研究開発に係わる経費として配分される。(教育に要する経費は、原則として連邦政府から配分されない。州立大学に対しては、州政府から教育に要する経費の一部が配分されている。私立大学においては、基金(エンダウメント)や民間寄付金等の収入がある。また、米国では、連邦政府以外の民間資金や非営利団体からの外部資金が充実している)。

競争的研究資金を獲得できれば、若手研究者(アシスタント・プロフェッサー等)であっても、研究従事者と研究実施場所を確保して独自に研究開発を実施できる。

《評価システム》

配分機関へ提出する申請書には、詳細な研究計画や実施体制を記述することが要請されている。配分機関は、それを時間と労力をかけて評価している。

NIH等の基礎研究の場合は、申請課題の専門分野を踏まえて、詳細な研究計画を理解し、判断できる第一線の現役研究者である者が評価者として選任される。この際、若手研究者も選任されている。

優れた研究開発課題にあっては、研究開発期間終了前に、新たな事前評価を経て、改めて研究開発期間を設定し、継続できる仕組みが各制度にある。

担当分野の専門知識や研究経験を持つプログラムオフィサーが、評価業務を管理し、適切なフォローアップを行っている。例えば、NSF(国立科学財団)、NIH(国立健康研究所)、DARPA(国防省国防先端研究プロジェクト局)には、それぞれ約400、1100、140人が専任で配置されている。

(注) NSF、NIH、DARPAのプログラムオフィサー1人当たりが扱う年間予算額は、それぞれ15.6億円(2002年、1\$=130円)、17.6億円

(2001年)、18.6億円(2001年)である。

《競争的研究資金の運用形態》

研究者の発想を尊重した研究開発が中心となっている。また、研究代表者の責任が徹底している。

NSF や NIH の競争的研究資金においては、研究開発課題の実施期間内では、費目間振替、年度間繰越が自由に行える。

3 . 英国の状況

《競争的研究資金》

2000-2001 年の 6 つの研究会議(Research Councils)の競争的研究資金(1519 百万ポンド、約 2900 億円、1 ポンド=190 円)は、全科学技術予算(6527 百万ポンド、約 1.2 兆円)中の 23.3%に相当する。

《直接経費 (人件費)》

研究者(大学教員)の給与は、競争的研究資金から充当されていない。

《間接経費》

間接経費比率は、直接経費全体に対して約 30%である。直接経費のうち人件費に対して一律 46%である。

《大学の研究開発環境》

政府から大学へ支出される研究開発の経費は、上記研究会議の競争的研究資金に加えて、高等教育助成カウンスルからの教育と研究に係わる補助金(全大学の収入に占める割合の平均約 40%)がある。高等教育助成カウンスルからの支出は、教育と研究の 2 つに区分されており、5 年おきに別々に評価され、評価結果に基づいてそれぞれに支出される。

《評価システム》

研究会議に所属するプログラムマネージャー(約 300 名)が、申請書の内容を判断の上、データベース等を活用して申請書ごとに適切な評

価者を選任する。

申請者は、一次評価の評価結果や評価意見に対して回答することができる。申請者からの回答は、二次評価において参考とされる。二次評価の意見や内容も申請者に通知される。

・具体的な対応方策

競争的研究資金制度改革の必要性、日米英の制度の比較等を踏まえ、次のような方向で競争的研究資金制度を改革する。

資金配分が硬直的になることを避け、科学的・技術的に価値の高い研究開発課題に資金配分されるよう制度設計を行う。

意欲と能力のある研究者がその創造性を最大限発揮し、世界最高水準の成果を生み出すことができるよう、能力主義による仕組みを構築する。

競争的研究資金を獲得することを、研究機関の運営の活性化、高度化につなげる。

次代の研究者育成の観点から、優れた人材が育成される仕組みの確立を図るとともに、優れた若手研究者がその能力を最大限発揮できるよう、若手研究者の自立を促す。

政府研究開発投資における競争的研究資金の重要性の向上、研究開発システム改革との関係を鑑み、公正かつ透明性が確保された評価システムを確立する。

競争的研究資金は、大学等の研究資金の主要な部分を担っており、競争原理に基づく大学の活性化と高度化の方向性に合致するよう、大学改革との調整を図りつつ競争的研究資金制度の改革を進める。

個々の競争的研究資金制度は、その本来の政策目的を十分踏まえた

ものとする。

以上の改革の方向を踏まえ、具体的な改革の課題を、

- 1．競争的研究資金制度に係わる経費の在り方
- 2．若手研究者の自立性の向上
- 3．公正で透明性の高い評価システムの確立
- 4．競争的研究資金の効果的・効率的活用に大別して以下検討する。

1．競争的研究資金制度に係わる経費の在り方

(1) 直接経費と間接経費の在り方

研究代表者の責任と権限で研究チームを構成する研究従事者（ポストドクター、大学院生、技術者等）を選任し、研究費から研究従事者の給与を配分できるようにするため、研究従事者の人件費の直接経費への計上を拡充することを検討する。

また、研究機関においては、研究者が研究従事者を確保できるよう、雇用のための必要な規定を整備する。その際、研究従事者一人一人の能力や役割に応じた給与を支払えるよう、研究開発の実態を踏まえた柔軟性の高い規定を策定する。

競争的研究資金による研究開発を遂行する研究代表者が、自ら獲得した研究費を用いて、自らの裁量により、研究開発に係わる研究従事者や装置等を確保しつつ、研究開発を進めていくことができるようにすることを基本とする。この基本を踏まえ、直接経費の給与への充当、研究実施場所の確保、間接経費の適切な執行等が大学等の経営と密接に関連することから、国立大学の法人化への移行を考慮しつつ、競争的研究資金の資金提供の形態及び提供先について、検討を進める。

能力主義を徹底し、競争的な環境を形成するためには、研究開発を実施する研究者本人の当該研究開発活動に係わる人件費についても、直接経費から充当するよう検討すべきである。この取扱いについては、大学等における教育と研究の在り方、人事制度(給与制度を含む)の在り方等、現在、検討が進められている大学改革の議論と密接に関係が

あるため、それらと調整を図りつつ検討する。

なお、競争的研究資金から給与を充当する場合は、研究機関が、研究者がどの程度その研究開発に時間を割くのかを承認する必要がある。

間接経費は、第2期科学技術基本計画により、当面、間接経費比率30%を目途として、平成13年度から導入が開始された。

間接経費比率は、本来、研究機関ごとに異なるものであり、個々の機関の実態が反映されるべきものである。従って、研究機関における標準的な会計手法の確立を図る等により、間接経費比率の算定とその決定手順についての検討を進める。

申請書の提出は、所属機関の責任者の承認を経て行うことで、研究機関が、必要な研究実施場所、設備等を提供するシステムを構築する。

(2) 競争的研究資金と基盤的経費等の在り方

間接経費の導入、拡充が今後推進される状況において、共通経費に使用される間接経費は、国立大学等の基盤的経費やその他の経費の取り扱いと関連して検討されるべきものである。

また、研究費である直接経費の規模が拡大することから、基盤的経費における研究経費に相当する部分との関係について、教育経費の在り方も含め検討されるべきである。

従って、基盤的経費について、その研究と教育の区分を考慮して、大学等の研究費の在り方を検討する必要がある。

2. 若手研究者の自立性の向上

(1) 若手研究者の独立性向上

若手研究者の独立性を確立し、より流動的な環境の中で研究を進められるようにするため、若手研究者育成に配慮し、若手研究者向け資金を拡充する。但し、評価は厳正に行い、安易に研究費が配分されることのないようにする。

なお、若手研究者向け資金規模の適切さや研究開発成果の水準を

検証し、必要に応じて制度の見直しを図ることとする。

助手、講師、助教授の教授からの独立性を向上させるため、学校教育法における助手、講師、助教授の職務規程の見直しを行う。

競争的研究資金を獲得した若手研究者が、教授等から独立して独自の研究開発を実施できるよう、競争的研究資金により研究従事者の雇用、研究実施場所を確保することができるようにする。

(2) 大学院生及びポストドクターの育成

研究代表者に選任された、競争的研究資金による研究開発課題の実施に参画する大学院生が、研究チームの構成員であることを、研究代表者が認識し、研究開発の実施において大学院生が費やした労力や時間、また、大学院生の能力や役割に応じた給与を与えることとする。

大学院生への給与の支給や大学院生の経済的支援が諸外国に比べて少なく、研究者養成の観点からもその拡充が指摘されている。従って、競争的研究資金からの大学院生への給与の支給については、現在実施されている特殊法人によるフェロシップ制度及び日本育英会の奨学金制度との関係に留意しつつ拡充を検討する。

「ポストドクター等1万人支援計画」による特殊法人のポストドクター制度整備により、ポストドクターの量的拡大が行われてきた。しかし、制度上その派遣先が、競争的研究資金等の研究費の配分先と一致していないとの指摘があり、競争的研究資金によってポストドクターを確保できるよう、ポストドクターの人件費の直接経費への計上を拡充することを含め、ポストドクター制度の見直しを検討する。

3. 公正で透明性の高い評価システムの確立

(1) 評価システムの見直しと評価体制の整備

各配分機関は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日 内閣総理大臣決定)に基づき、評価システムを見直す

とともに、質の高い実効性のある評価が行われるように、評価に必要な予算、人材等の資源を確保して、評価の体制整備を行う。

(2) 研究課題管理者(プログラムオフィサー)等の設置

「科学技術基本計画」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、「競争的資金の制度改革について」(第13回総合科学技術会議で決定)において、各制度の個々のプログラムや研究分野で課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経歴のある責任者「プログラムオフィサー」と競争的研究資金制度と運用について統括する研究経歴のある高い地位の責任者「プログラムディレクター」を各配分機関に専任で配置し、競争的研究資金制度の一連の業務を一貫して、科学技術の側面から責任を持ち得る実施体制が整備されるよう努めるとされており、さらに以下のように具体的に推進する。

配分機関においては、プログラムオフィサーを配置し、法人においては、これに加えプログラムディレクターを配置する。

配分機関は、プログラムオフィサー等の配置に関し専門性と業務量、プログラムの編成等を勘案して、求められる資質と要件、人数と配置部署、職階等と配置時期を明確にした実行計画を、配分機関の定員の確保や人材の配置に関して調整を行いつつ策定し、平成15年度の概算要求に併せて総合科学技術会議へ提出する。

プログラムオフィサー等の最終的な配置体制は本科学技術基本計画期間中(平成17年度まで)に完了する。

プログラムディレクターの体制整備を待って、各府省のプログラムディレクター等と総合科学技術会議との連絡会議を行う。

(3) 評価システムの確立

《より詳細な研究計画の提示》

具体的な研究計画を欠き、厳密な評価が行えないとの指摘がある現在の申請書の記載内容を改め、評価体制の整備を意味あるものとして、厳密な評価を可能とするよう、過去の研究開発成果や予備的な実験データ、これらに基づいた研究の手法等を含め、研究計画をより詳細に

記載することとする。

申請書においては、研究の実施に係わる構成員の役割を明確化する等し、実施体制が適切であるか評価する。

《適切な評価者の選任》

評価には時間と労力が必要なため、評価者には、日本の科学技術の発展に貢献するという意識を強く持つことが求められる。そのため、プログラムオフィサーは、この点についても考慮し評価者を選任する。

評価者の選任に当たっては、年齢や肩書きにとらわれず、真に研究計画を評価できる当該領域における業績を有する第一線の研究者・技術者を選任する。

大学や企業の優秀な若手研究者・技術者を積極的に選任するとともに、その内特に優秀な研究者等には、評価委員会の責任ある立場を任せられることも検討する。

優れた評価者を確保するため、評価者に対する報酬の充実を図る。

評価者プールの形成や評価者の選任は、学会等を含む他の機関からの推薦に基づくのではなく、配分機関自らが制度の政策目的や特色、研究開発の内容に応じて評価者を選任する。

各競争的研究資金制度において、利害関係者の排除規定と実施要領を作成する。

《評価内容の開示》

申請者に対して、評価意見等の開示を行う。その際、プログラムオフィサーが、評価内容等の開示に関わる他、申請者からの問い合わせや申請書の研究内容の相談に対応する。

《中間評価及び事後評価》

中間評価や事後評価については、制度や課題によっては、ピアレビューによる評価ではなく、プログラムオフィサーによる評価を中心と

することも可能とするような、評価方法の柔軟性をもたせることを検討する。

《継続のための評価の仕組み》

優れた成果が期待され、かつ発展の見込まれる研究開発課題については、当初の研究開発期間を越えて切れ目なく継続が可能となるように、研究開発期間の終了前に、引き続き新たな研究開発期間を設定するための評価を行う仕組みを各制度・プログラムに導入する。

《データベース及び電子システム化》

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、各府省は評価者の評価等の評価業務の効率化を図るため、各課題毎に研究者、資金、研究開発成果、評価者、評価結果(評価者の評価意見等)を収録したデータベースを構築・管理する。

評価業務を効率化するため、申請書の受付、書面審査や評価結果の開示等に電子システムを導入する。

4 . 競争的研究資金の効果的・効率的活用

(1) 配分機関における資金の配分方針・配分方式の在り方

配分機関は、将来急速に発展しうる科学技術の領域に対して先見性と機動性を持つて的確に対応するため、競争的研究資金制度内における領域間・分野間・プログラム間等の配分額を、科学技術振興の観点から、総合的、戦略的に検討する。

(2) 研究開発の形態と研究代表者の役割

研究者個人の創意に基づく研究開発を推進する競争的研究資金制度においては、個人研究を中心とする。

研究目的の達成のために、異分野の融合や産学官連携等によりグループ研究で行う必要がある場合、事前評価において、グループ研究であることの必然性、研究代表者の責任と権限、実施体制の評価を実施する。その際、責任や役割分担の不明確な研究分担者への極

めて少額の研究費の配分については、控えることとする。

各競争的研究資金制度において、研究代表者を、課題全体の研究計画の立案、研究費の使途等について裁量権を持ち、課題の運営・管理、進捗に責任を有する者として位置付ける。

(3) 規模の適正化

一定の研究開発成果が得られるよう、1 課題あたりに研究開発遂行に必要なかつ十分な研究費を配分し、研究開発期間は、3 ~ 5 年程度とする。

(4) 競争的研究資金の弾力的運用

研究費は、予算上、備品費、消耗品費、役務費、旅費等の費目で構成されており、交付要綱等により、費目間の振替の制約(例えば、振替率の制限、費目額の 10 ~ 30%等)があるが、これを更に弾力化することを検討する。

研究開発課題の実施期間内において、研究機関での年度間繰越を柔軟に行えるよう検討する。

複数年度にわたる研究開発課題の継続年度における経費の交付を、年度当初から速やかに行えるようにするため、柔軟な執行を図るべく努める。

研究開発の初年度には、機器や機具の購入、設備の整備等に経費を要し、多くの研究費を必要とする等、研究開発の実態と進捗に合わせた資金の配分を行う。

(5) 知的財産の帰属

知的財産権の研究機関への帰属を進めるとの知的財産戦略の方向に沿い、競争的研究資金による研究開発から得られた知的財産は、原則研究機関帰属とする。委託による研究開発成果である知的財産を受託者に帰属するという、いわゆる日本版バイドール条項(産業活力再生特別措置法第 30 条)を平成 14 年度中に全ての委託研究開発制度に適用し、米国並みの運用を導入する。また、委託研究以外の研

究開発にあっても機関帰属となるよう、個々の競争的研究資金制度の在り方を検討する。

研究機関における研究開発の過程で作成・取得された研究成果物（研究データ・情報、研究資料、研究材料、実験装置、試作品等）について、平成14年5月に出された文部科学省における研究材料移転等に関する検討結果も踏まえ、研究機関の内部規定等により機関帰属とするとともに、その産業利用については、研究機関と第三者との契約等により、研究者への対価還元を図りつつ、適切な管理と活用を図る。

この際、発明者(研究者)が機関に権利を譲渡・移転することの代償に商業的利益の配分を受けることについて、内部規定を整備し、知的財産による商業的利益の発明者個人への十分な還元が図られるようにする。

(6)年複数回の受理

研究者に多くの競争的研究資金獲得の機会が与えられるよう、年複数回の申請書の受理を検討する。

(7)外国人研究者への対応

各競争的研究資金制度において、英文による申請書の受理を可能にし、その旨を各制度の公募の際、明文化する。

一定条件の下で、外国居住の外国人研究者からの応募も可能とする制度を創設する。

(8)申請者の年齢によらない制度運用

高齢の研究者や定年前の研究者からの申請についても、厳正な評価を経て、優れた研究開発が実施されるよう、制度運用の改善に努める。

5. 競争的研究資金制度に係る各府省要求分の全体調整

平成13年12月25日の総合科学技術会議で決定された「競争的資

金の制度改革について(意見)」において、総合科学技術会議が、政府全体としての競争的研究資金制度間の連携を図るため、全体調整を行うこととされているが、これを踏まえ、今後以下のような具体的な対応を行う。

総合科学技術会議は、毎年度概算要求前に策定する「科学技術に関する予算・人材等の資源配分の方針」等により、各省の競争的研究資金制度の評価を踏まえ、各省の概算要求内容の方向性等について、意見を述べる。

さらに、予算編成過程において、総合科学技術会議は各府省がまとめた概算要求事項を検討し、本方針を十分に反映した予算編成が行われるよう、必要に応じて予算編成過程で財政当局との連携を含め、適切な対応を行う。

総合科学技術会議は、各配分機関の競争的研究資金制度の改革が適切に行われるよう、制度改革の状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べる。